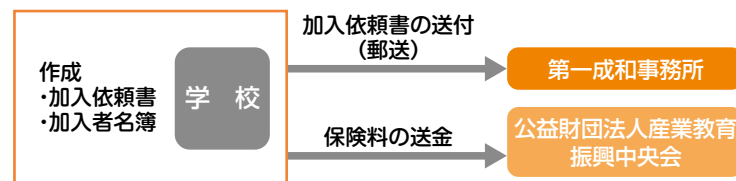


加入手続き



1. 加入依頼書のご提出

- ①学校の担当者（責任者）をお決めください。（教育委員会など、学校以外の方が手続きされる場合でも必ず学校担当者の指定が必要です。）
- ②**加入依頼書と加入者名簿をご作成ください。**加入依頼書はコピーをとり学校控えを残してください。加入者名簿は対象となる児童・生徒・学生について学年・クラス・氏名（傷害保険加入の場合は活動日）が記載されていれば書式は問いませんので必ず学校にて保管ください。
- ③加入依頼書原本をパンフレット記載の提出先にご郵送ください。加入者名簿は送付不要です。

加入依頼書ご提出先 〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8F
株式会社 ダイイチセイワジムショ 第一成和事務所 インターンシップ・ボランティア等体験活動保険担当者宛
※加入依頼書は産業教育振興中央会のホームページにも掲載されており、印刷のうえご使用いただけます。
※ご加入は随時可能ですが、児童・生徒・学生個人での申込みはできませんので必ず学校でとりまとめをしてお申込みください。

2. 保険料のお振込み

- ①学校は、加入対象となる児童・生徒・学生（保護者）より保険料をとりまとめ、産業教育振興中央会の指定口座にお振込みください。振込手数料は、学校のご負担となります。また児童・生徒・学生（保護者）個人でのお振込は出来かねます。
- ②**保険責任は保険料振込日（着金日）の翌日以降となりますので、保険始期の前日までに着金となるように速やかにお振込みをお願いします。**

保険料お振込口座 三菱UFJ銀行(0005)、イセヨギ市ヶ谷支店(014)、普通口座 1006904
口座名義:サイノワンギョウキョウイクシヨクフキョウフクカイ公益財団法人産業教育振興中央会 ホシノコウザ 保険口座

POINT

- ①**保険証書（加入者証）等に相当するもの**
保険証書（加入者証）、保険料領収証は発行しません。
①銀行の振込控 ②加入依頼書（写） ③申込時作成の加入者名簿が保険証書（加入者証）に相当しますので大切に保管してください。
- ②**加入依頼書の受領および保険料の着金にかかわるご連絡はしておりません。**

よくあるご質問をまとめたチャットボットを新設しました。

お手続き方法や補償内容について、24時間ご確認いただけますのでぜひご利用ください。

NEW

- ①二次元コード、または下記URLから第一成和事務所のホームページにアクセスしてください。
- ②ページ右下の「団体保険制度に関する問い合わせチャットボット」をクリックし、上部にある「選択ください」というプルダウンから、
- ③【小・中・高・特支・高専】インターンシップ体験活動保険」を選択してください。

◇第一成和事務所 団体保険制度チャットボット
<https://www.d-seiwa.co.jp/>

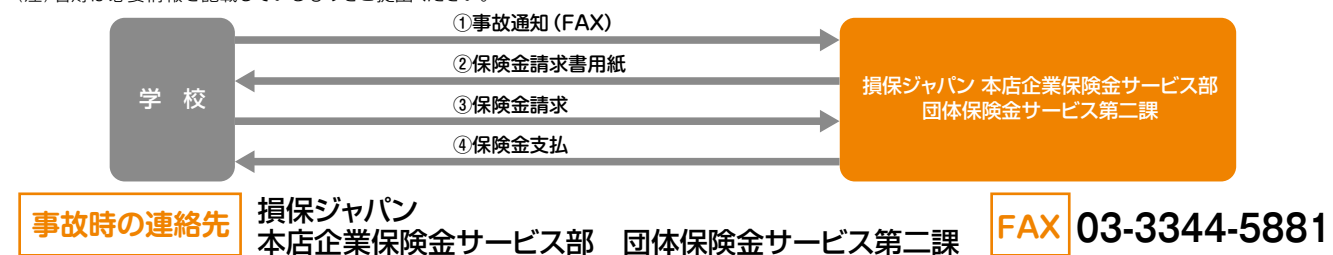
※他の保険制度の内容も含まれますので、制度選択をお間違えないようご注意ください。



事故が発生した場合

事故にあわれたら、ただちに損保ジャパン 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課までFAXにてご連絡ください(下記参照)。事故の報告書・ご連絡先は産業教育振興中央会ホームページにも記載されていますのでご利用ください。事故通知時の必要書類以下①～④を下記連絡先へFAXにてお送りください。（報告書の原本は後日他の書類とあわせて提出いただきます。）
①事故報告書 ②申込時の加入依頼書コピー ③加入者名簿 ④銀行の振込控
事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は保険金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※賠償金は被害者の責任割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。示談に際しては事前に損保ジャパン 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課と十分ご相談ください。なお、賠償責任保険についての示談交渉は加害者である被保険者または保護者に行っていただくことになります。
(注)名簿は必要情報を記載しているものをご提出ください。



補償の対象となる主な場合

学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中やそれに伴う以下の事由により第三者の身体や財物に損害を与え、児童・生徒・学生個人が法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象となります。（往復途上も活動中に含まれます。）
※法律上の賠償責任が学校側に問われる場合には補償の対象となりません。
各団体における学校賠償責任補償制度等をご確認ください。

- 1 活動に伴って発生した偶然な事故
- 2 活動に伴って生産・加工または提供した財物に起因する偶然な事故
- 3 活動の結果に起因する偶然な事故
- 4 占有、使用または管理する受託物を損壊または盗取(詐取を含みます。)により、受託物の正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負った場合

具体的には次のような事故が対象となります



傷害保険

〈共通〉
国内外を問わず、学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中に児童・生徒・学生が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて、
・180日以内に死亡された場合 ・180日以内に後遺障害を被った場合
(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

〈短期活動プラン・一括加入プランの場合〉
・180日以内に医師の指示にもとづき入院した場合
・180日以内に所定の手術を受けた場合
・180日以内に通院(往診を含みます。)した場合

〈長期活動プランの場合〉
・医師の指示にもとづき入院した場合(1,000日限度) ・所定の手術を受けた場合
・1,000日以内に通院(往診も含みます。)した場合(90日限度)
※日本スポーツ振興センターの災害補償給付とは関係なく保険金をお支払いします。

具体的には次のような事故が対象となります



●このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、産業教育振興中央会のホームページ(<https://www.sansinchuukai.or.jp/experience.html>)に掲載のパンフレットをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口
(取扱代理店)

株式会社 第一成和事務所 ダイイチセイワジムショ TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037
〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8F E-mail:seiwa@d-seiwa.co.jp
受付時間:平日9:00～17:30(土日、祝日、12月29日～1月4日を除きます。)

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社(団体・公務開発部第三課) TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 受付時間：平日の9:00～17:00

2023年1月改訂版
(SJ22-13201 2023.01.04)

ご加入手続きについては裏表紙をご覧ください。➔

キャリア教育補償制度

インターンシップ・ボランティア等体験活動保険

2023年度

賠償責任保険

活動中の事故により児童・生徒・学生が法律上の賠償責任を負った場合に補償



2021年度より名簿の提出が不要になりました!

傷害保険

活動中の事故により児童・生徒・学生がケガを負った場合に補償



※1 賠償責任保険／施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項、工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項、農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項、作業対象物および仕事の目的物に関する追加条項
※2 短期活動プラン／普通傷害保険(行事参加者の傷害危険補償特約)長期活動プラン／傷害総合保険(管理下中の傷害危険補償特約)
一括加入プラン／普通傷害保険(学校契約団体傷害保険特約)

公益財団法人
産業教育振興中央会(産振中央会)

本保険制度は、損保ジャパンを幹事保険会社として、次の損害保険会社との共同保険契約となっています。

〈幹事会社〉**損保ジャパン**
東京海上日動／三井住友海上／Chubb保険

まずは!! 本保険制度に関する詳細は、ホームページにも掲載しております。(トップページ右上)

産振中央会 **検索**
<https://www.sansinchuukai.or.jp>

キャリア教育・職業教育における事故への対応について

はじめに

今、児童・生徒・学生一人一人の社会的・職業的自立のため、基盤となる能力や態度を育成するキャリア教育や知識、技能・技術、能力を育てる教育活動の一貫として、職場体験、インターンシップ、ボランティア活動が行われています。

しかし、その教育活動が活発になるにつれ、児童・生徒・学生の思わぬ事故が発生する可能性があり、学校関係者には、事故を未然に防ぐために、十分なる指導の下に行い、万が一事故が発生した場合は救済を受けられるようにすることが求められます。

本会では、事故に際しての救済の一つとして、文部科学省の指導を得て、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、児童・生徒・学生のためのインターンシップ・ボランティア体験活動保険制度を運営しています。

21世紀の社会を担う若者が、目標に向かって学習活動を行うにあたって、本補償制度がお役に立てるものと考えています。

公益財団法人産業教育振興中央会(産振中央会)

対象となる活動

学校が教育活動の一環として行う

- キャリア教育 (職場体験等)
- インターンシップ (就業体験等)
- ボランティア (奉仕活動)

※学校長が「学校管理下の職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動」と認める活動(往復途上を含みます。)にかぎります。
 ※専門高校等における実務・教育連結型人材育成システムも対象になります。
 ※ジョブシャドウイングも対象となります。
 ※ものづくりコンテストも対象となります。
 ※せんぱん大会も対象となります。
 ※学校長が認めたキャリア教育に該当する講義・ディベートなど座学や見学のみの活動も対象となります。
 ※看護科の生徒の医療行為(注射器の使用等)におよぶ実習は対象となりません。
 ※有給職業体験プログラムなどの対価が発生する活動については対象となりません。
 ※通常の授業中の事故は対象となりません。

補償の対象者

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(盲、聾、養護学校)、高等専門学校の児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生を含みます。)

本制度申込み時の加入依頼書提出をもって学校賛助会員への登録といたします(会費不要)
 また、学校賛助会員登録は保険期間中のみです。

よくあるご質問

Q 加入依頼書はFAX送付でも良いですか?
 A いいえ、郵送のみで受付しております。ご郵送の際は必ず加入依頼書のコピーをとっていただき、①銀行の振込控え、②加入者名簿と共に保管ください。(加入者証の代わりとなります。)

2ページ参照

Q 加入者名簿は作成しなくても良いですか?
 A 2021年度より提出は不要となりました。加入証明や保険金請求の際に必要ですので申込時に必ず作成いただき学校にて保管ください。

Q 傷害保険について宿泊をともなう活動がありますが短期活動プランに加入できますか?
 A 宿泊をともなう場合には短期活動プランにはご加入いただけませんので、長期活動プランへご加入ください。

4ページ参照

Q 傷害保険について活動日程が未定ですが、申込みできますか?
 A 傷害保険の短期活動プランは活動日を指定いただくので、日程が決定してからお申し込みください。加入者名簿に各児童・生徒毎の活動日を記入してください。決まらない場合は長期活動プランもしくは一括加入プランをご検討ください。

Q 保険料の振込期限はありますか?
 A 産業教育振興中央会へ活動日の前日までに入金(着金)しておく必要がございます。

3・4ページ参照

Q 見積書・請求書を作成してほしいのですが。
 A 作成を希望する場合は、原則WEBの入力により依頼および書類出力をしていただけます。入力が完了すると見積書・請求書のPDFが表示されるのでご印刷のうえご利用ください。もしくはFAXまたは郵送による依頼の方法もございます。詳しくは産業教育振興中央会のHPをご確認ください。

Q 学校で見積書・請求書が作成できるようになりました。
 ①産業教育振興中央会のホームページのトップページ右上の「インターンシップ等に関する賠償責任保険及び傷害保険のご案内」をクリックします。
 ②「見積書・請求書についてはこちら」をクリックします。
 ③「見積書・請求書発行システム」をクリックします。
 ④入力が完了すると電子印入りの見積書・請求書のPDFが表示されるのでご印刷のうえご利用ください。
 ※システムの入力や操作方法については、同ホームページのマニュアルをご参照ください。
 【FAXまたは郵送による依頼方法】上記①から②を行います。ページ内にある「見積書・請求書の発行依頼書」をダウンロードします。必要事項を記入のうえ、加入依頼書と合わせて第一成和事務所に送ってください。

3・4ページ参照

補償の詳細と保険料

2021年度より、加入者名簿の提出は不要になりました!

※加入者名簿は申込時に必ず作成いただき学校にて保管ください。(加入証明や保険金請求の際に必要です。)

賠償責任保険について

補償の内容

国内において、児童・生徒・学生が学校の管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、児童・生徒・学生が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※児童・生徒・学生個人に責任があり、法律上の損害賠償責任を負った場合にきり対象となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険期間・保険金額・保険料

保険料	1名 250円	
	※期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名250円となります。 ※中途で解約される場合も保険料の払戻しはありません。	
保険金額	身体賠償	1名・1事故 1億円限度 生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の場合、保険期間中のお支払限度額となります。
	財物賠償	1事故・期間中 2,000万円限度
自己負担額なし		
保険期間	2023年4月1日 午前0時～2024年3月31日 午後12時まで ※期間の途中でいつでも随時ご加入いただけます。 保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となりますので、保険始期の前日までに着金となるように速やかにお振込みをお願いします。	

お支払いする保険金
 ①法律上の損害賠償金…身体賠償事故の場合:治療費・休業補償・慰謝料等
 財物賠償事故の場合:修理費等(修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。)
 ②費用…被害者に対する応急手当・緊急費用、訴訟になった場合の争訟費用・弁護士費用等(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

賠償責任保険保険金のお支払事例

活動内容	場 所	事故内容	賠償金額
職場体験活動	インターンシップ先	事務所の備品であるコップや皿を破損。	48,000円
		工場での作業中に大型扇風機を破損。	76,115円
		トラックの洗車中に、ミラーを破損。	49,800円
		お店の開店準備中に、のぼりを倒してしまい通行人を損傷。	30,000円
就業体験往復途上	帰宅途上	自転車での帰宅中に十字路で出会い頭に他人と衝突。	838,720円
ボランティア活動中	ボランティア先	除草作業中に誤ってガラス窓を破損。	42,000円
		資源回収で集めたダンボールの束を崩し、設備を破損。	22,000円

※実際のお支払いはご加入の内容や損害の状況により異なります。

傷害保険について

- 短期活動プラン (1日単位)
- 長期活動プラン (1か月単位)
- 一括加入プラン (年度単位)

全てのプランで熱中症が補償の対象となります!!(熱中症危険補償特約セット)

補償の内容

国内外において、児童・生徒・学生が学校管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院した場合に保険金をお支払いします。往復途上の事故も対象となります。

保険期間・保険金額・保険料

保険料(1名・1口あたり)		1日あたり 30円	1か月あたり 500円	年度あたり 下表のとおり	
保険金額	死亡・後遺障害 保険金額	●死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ●後遺障害の場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて、保険金額が限度です。	450万円	100万円	240万円
	入院保険金 (日額)	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 <短期活動プラン・一括加入プラン>入院日数は180日が限度 <長期活動プラン>入院日数は1,000日が限度	4,000円	2,000円	3,000円
	通院保険金 (日額)	通院(往診を含みます。)日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 ※<短期活動プラン・一括加入プラン>事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日が限度 ※<長期活動プラン>事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し90日が限度	2,000円	1,200円	1,400円
	手術保険金	所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額に右記倍率を乗じた額をお支払いします。 ※<短期活動プラン・一括加入プラン>では事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術が対象です。	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術 :入院保険金日額の5倍		
	熱中症危険補償特約	熱中症危険補償特約	熱中症危険補償特約		

保険料着金日の翌日以降から保険責任が発生します。

宿泊をともなう活動の場合は、短期活動プランにはご加入いただけません。長期活動プランへご加入ください。

- 【注意】
- ①短期活動(1日あたり)②長期活動(1か月あたり)の加入口数は3口を限度とします。(③一括加入は1口のみ)
 - 当制度の保険期間は毎年4月1日から1年間契約を継続しています。保険期間が3月~4月にまたがる場合は、保険終期が3/31となり4/1からとなりますのでご注意ください。
 - 加入者名簿に児童・生徒・学生毎の活動日を記載して、必ず学校にて保管ください。
 - [長期活動(1か月)プラン]について……………保険期間は1か月単位での設定となります。(例)4/15~5/14の1か月間。傷害総合保険、団体割引10%適用しています。(管理下中の傷害危険補償特約セット、職種別A級)
 - [-一括加入(年度単位)プラン]について……………クラス・学科・学年単位で全員加入の場合のみご加入いただけます。(選択授業単位は不可)

一括加入プラン保険料表(年度単位)

加入年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小・中学校	1,649円	1,512円	1,375円	1,238円	1,100円	962円	825円	688円	550円	413円	275円	138円
高等学校	1,969円	1,805円	1,642円	1,477円	1,313円	1,149円	985円	820円	657円	493円	328円	164円
高等専門学校	2,433円	2,229円	2,027円	1,824円	1,621円	1,419円	1,217円	1,014円	811円	607円	406円	203円

傷害保険保険金のお支払事例

活動内容	場 所	事故内容	治療日数	支払保険金
職場体験活動中	インターンシップ	厨房で野菜を切っていた時に誤って指を切り2針縫合。	通院9日	18,000円
		精肉加工コーナーで肉を切っていた時に誤って指をケガする。	通院16日	32,000円
就業体験活動中	インターンシップ	コンクリート打ち込み中、破片が目に入り負傷。	通院2日	4,000円
就業体験往復途上	帰宅途上	自転車で帰宅中、見通しの悪い下り坂で車と接触し負傷。	入院3日・通院3日	18,000円
		インターンシップを終え、徒歩で帰宅途中、軽自動車に衝突され、右手首および右足指を骨折し手術した。	入院31日・通院33日	230,000円
ボランティア活動中	ボランティア先	草むしりをしていたところ、ツツバチに指を刺された。	通院1日	2,000円

※実際のお支払いはご加入の内容や損害の状況により異なります。

保険料や補償内容については
 3、4ページをご覧ください。